

東大阪市人権尊重のまちづくり条例一部改正に対するパブリックコメント募集結果について

東大阪市人権尊重のまちづくり条例一部改正について、貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。いただいたご意見に対する本市の考え方について、下記のとおり公表いたします。

記

1. 募集期間：令和4年11月16日（水曜日）～令和4年12月15日（木曜日）
2. 募集方法：郵送、ファックス、電子メール
3. 提出意見：1名から1件

以上

NO	ご意見	本市の考え方
1	<p>「東大阪市人権尊重のまちづくり条例の見直しについて（答申）」(2022年（令和4年）10月19日 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会)の2ページ「2. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会からの提言」の【東大阪市人権尊重のまちづくり条例改正に盛り込むべき内容】では、①インターネット問題②「すべての部局は人権尊重の視点に立った施策の実施が必要である。そのためには、計画的な人権施策の推進が望ましい」③事業者の協力が記されています。しかし、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例の一部改正について」の「(3) 主な改正の方針」では、①の「インターネット問題」及び②が記されていないという問題があります。②は、市役所内部の問題であるため条例には記さないという方針であっても、答申に記されているのですから、市役所として何らかの決意表明などの対応は必要ではないかと思えます。また、「(3) 主な改正の方針」は、主な方針であって、具体性が無いため、パブリックコメントとして意見を出せないという問題があります。このため、具体的な条例の文は、答申や市民が想定していたのとは違っていたという問題が生じるかもしれません。</p>	<p>答申で示されている、インターネット上での人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害等の新たな人権課題が生じていることは認識しております。有識者による審議会での議論を踏まえ、今後、想定し得ないインターネット、新型コロナウイルス感染症を含む新たな人権課題に迅速・柔軟に対応し、市役所全体での計画的な人権施策の推進を継続・強化していくことを考えております。</p> <p>条例を改正するにあたり、骨子案を提示いたしましたが、改正の基本的な方針に対して幅広いご意見を募りたいと考え、このような実施方法となりました。このご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>